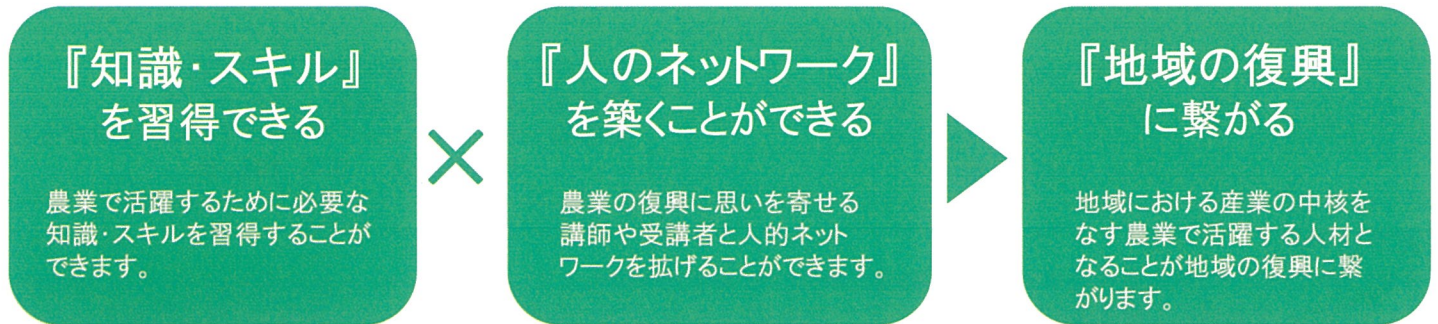


【農業者支援講習の効果】



【雇用保険適用事業所の事業主である皆様へ】以下に該当する事業主が申請された場合、厚生労働省の奨励金が支給される予定です。 ※ 申請を受け付けられた後でも、奨励金が支給されないこともあります。

奨励金(正式名称:農漁業者雇用支援奨励金)の支給は、次の(1)から(6)までのいずれも満たす場合とする。

- (1)雇用保険適用事業所の事業主であること。
- (2)事業所が被災地に所在する農業法人等であること。
- (3)講習期間について、受講者に対し、所定労働時間勤務した場合に支払われている通常の賃金の額を支払っていること。
- (4)講習の対象者は、被災地等において農業に従事していた者のうち、原則として平成23年3月11日の震災以降に、被災地の農業法人等に被保険者(雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。)として雇い入れられた45歳以上65歳未満の中高齢者とする。ただし、被災地の農業法人等に雇い入れられた者であって「被災者向け農の雇用事業」の研修生である者については、年齢に関らず本講習の対象とすることができる。
- (5)講習修了の確認をした受講者1人につき、日額7,000円の奨励金を講習の期間に限り支給する。なお、講習期間の出席率が6割に満たない受講者については、修了とはせず、奨励金の支給対象にはしないものとする。
- (6)奨励金の支給を受けることができる事業主が、別途提出を求める「奨励金支給申請書」に記載の助成金等の支給を受けた場合(併給)には、当該支給事由によっては、奨励金は支給しないものとする。

※ 併給対象となる助成金等については、厚生労働省に確認いたしますので、受講前に当事務局まで必ずお問合せ下さい。

農業者支援講習(角田コース)のお申込はこちらから

下記項目をFAX・電話・E-MAILのいずれかでご連絡ください。

農業者支援講習(角田コース)申込書			
ふりがな お名前		法人名 部署名	
電話番号		FAX番号	
携帯番号		E-MAIL	
ご住所			
参加日程	参加ご希望の日程に○をお付け下さい 全日程 ・ 一部参加〔①10月31日(木) ②11月7日(木) ③11月22日(金) ④12月6日(金) ⑤12月16日(月)〕		
各講習で聞きたいこと、講師への質問など			

【個人情報の取り扱いについて】 頂いた個人情報は農業者雇用支援事業のみに使用いたします。

【お問合せ・お申込先】

株式会社パソナ パソナ・仙台

宮城県農業者雇用支援事業 事務局 (担当:高野)

〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン18F

☎ 022-267-4221
(平日 9:00~17:30)

FAX 022-267-4223

✉ p.sendai@psona.co.jp